

## 志摩市指定金融機関業務委託【長期継続契約】仕様書

### 1 業務名

志摩市指定金融機関業務委託【長期継続契約】

### 2 契約期間

議会の議決後または議会の議決後に契約締結した場合は、その締結した日から令和 12 年 3 月 31 日まで  
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

### 3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

契約日から令和 8 年 4 月 1 日までの間は、現指定金融機関との引継ぎ等の期間とし、履行開始日から滞りなく業務を開始するものとする。

### 4 業務目的

志摩市における公金の収納及び支払等の事務について、市民の利便性の向上を図ることを含め、効率的かつ効果的に遂行することを目的とする。

### 5 基本事項

志摩市は、受注者に、この仕様書に定める業務を委託する。この仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

### 6 取扱業務

- (1) 志摩市（一般会計、特別会計、財産区会計、歳計外現金及び基金）の指定金融機関業務
- (2) 志摩市水道事業会計・下水道事業会計の出納取扱金融機関業務（別契約）
- (3) 志摩市病院事業会計の出納取扱金融機関業務（別契約）

### 7 業務内容

指定金融機関及び出納取扱金融機関として公金の収納及び支払の事務全般を行う。また、出張所の開設後は、住民サービスの向上に配慮したサービスを行う。

### 8 事務取扱場所等

- (1) 取扱事務は、国内の店舗のいずれかで行うこと。
- (2) (1)のほか、志摩市役所本庁舎において事務を行う。
- (3) (2)の場所の形態は、一般の銀行業務も取り扱う出張所機能を有すること可能としたものとする。
- (4) 志摩市役所本庁舎事務取扱時間

志摩市の休日を定める条例（平成 16 年 10 月 1 日条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日を除き、窓口業務時間は 9 時から 15 時までとする。

なお、受注者が提案し、本市が認めた場合は、窓口業務時間を延長することができる。

### 9 業務委託事務

- (1) 収納事務
  - 1 志摩市会計管理者名義の預金口座を開設すること
  - 2 公金の収納及び払込みを受けたときは、可能な限り速やかに本市の預金口座に受け入れるものとする。収納代理（収納取扱）金融機関からや株式会社ゆうちょ銀行の振込も同様とする
  - 3 納入済通知書を会計区分等の市が指定する仕分けをし、収入内訳等を作成すること
- (2) 支払事務
  - 1 支払方法ごとに本市が指定する日程により行うものとする
  - 2 会計管理者の振り出した小切手または会計管理者の通知に基づいて行うものとする
  - 3 全国銀行協会の提供する通信網（全国銀行データ通信システム）を利用した他の金融機関への振込を行うこと
  - 4 上記③以外の振込がある場合は対応すること
  - 5 指定した振込用紙での振込を行うこと
  - 6 誤振込等となった場合には、その旨の連絡、組戻し、訂正作業、再振込等、迅速な対応を行うこと
  - 7 指定した金種での現金の払出しを行うこと
  - 8 隔地の債権者に対する送金手続き（内国為替取引）ができること
- (3) 法人用ネットバンキング事務
  - 1 法人用ネットバンキングシステムを利用した公金取扱業務（照会機能、総合振込、給与振込等）を行うこと
  - 2 セキュリティ対策が確保されていること
  - 3 照会機能（入出金明細、振込結果確認、振込予約確認及び口座残高等）については、画面表示、印刷（又はダウンロード）ができること
  - 4 総合振込、給与振込等時のデータについてシステム上制限がない、又は制限があっても業務に支障がないこと
  - 5 導入時及び運用時に係るサポート体制が確立されていること
- (4) 収入日計表の作成事務
  - 当日の収納状況について収入日計表を納入済通知書とともに速やかに会計管理者に提出すること
- (5) 収支日計表の作成事務
  - 毎日の収納及び支払状況について、収支日計表を作成し、速やかに会計管理者に提出すること
- (6) 両替事務
  - 指定した金種での両替を行うこと
- (7) 振込事務
  - 現金と振込依頼書を用いて振込むこと
- (8) 口座振替の取扱い事務
- (9) 手形貸付借入や一時借入金への対応事務
- (10) 各種証明書の発行等の事務
  - 毎月末時点の残高証明書を発行すること。または、法人用ネットバンキングから画面表示、印刷（又はダウンロード）ができること
- (11) 通帳記帳事務

### (1) 公金取扱事務手数料

区 分	手 数 料	摘 要
(1) 公金取扱手数料	無料	消費税及び地方消費税を除く。
(2) 口座振替手数料	10円／件	
(3) 窓口収納手数料	33円／件	
(4) 振込手数料（データ伝送・自行分）	38円／件	
(5) 振込手数料（データ伝送・他行分）	100円／件	
(6) 振込手数料（帳票・自行分）	200円／件	
(7) 振込手数料（帳票・他行分）	262円／件	
(8) 振込時における組戻し手数料	300円／件	
(9) 残高証明発行手数料	無料	
(10) 両替手数料	無料	

### (2) 公金取扱事務手数料の見直し

令和9年度以降は、経費負担の見直しが必要である場合に、協議のうえ当該手数料を決定する。

#### 1 1 付帯業務

##### (1) 集金業務

志摩市が指定する時間に各支所及び市水道庁舎、市民病院に出向き、収納金の集金をすること。

#### 1 2 収納代理金融機関の事務取扱

志摩市が指定する収納代理金融機関と契約を締結し、志摩市の公金の収納事務の一部を取り扱わせるものとする。

#### 1 3 実施体制

- (1) 指定金融機関及び出納取扱金融機関として業務を遂行できる体制が整えられていること。
- (2) 収納代理金融機関及び関係事業者との連絡、調整、協議その他の必要な業務を円滑に遂行できる体制が整えられていること。
- (3) 市職員と連携を密にし、円滑な事業運営に取り組むものとする。

#### 1 4 受注者の負担の範囲

業務に必要な資機材、教材、消耗品、印刷費、交通費、郵送料その他の費用及び志摩市会計規則(平成16年10月1日規則第62号)に定める使用料は、特記がある場合を除き、受注者の負担とする。また、一般の銀行業務に係る費用は受注者の負担とする。

#### 1 5 検査

収納代理金融機関の取り扱う志摩市の公金収納事務について会計管理者の行う検査に立ち会いを求められた場合は、当該検査に立ち会うものとする。

#### 1 6 指定金融機関の責務

志摩市の公金の収納及び支払事務について、一切の責任を負うものとする。また、志摩市が指定する収納代理金融機関を総括し、これらの者が行った志摩市の公金の取扱いについて、一切の責任を負うものとする。

#### 1 7 業務引継等

- (1) 契約日から履行期間開始日の令和8年4月1日までの間は、現行の指定金融機関との引継等の期間とし、その期間については、料金等は発生しないものとする。
- (2) 本業務が終了、解除その他の理由により指定金融機関でなくなった場合は、公金及び本業務の全てについて、志摩市の指定する期間内に志摩市の指定する者に引き継ぐこと。

#### 1 8 関係法令等の遵守等

- (1) 業務の実施にあたり、関係法令等を順守し、業務の円滑を図ること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、慎重かつ丁寧に行い、紛失等のないよう細心の注意を払って行うこと。また、知り得た個人情報等のいかなる情報も、第三者に漏らさないこと。本業務が終了又は解除された後も同様であること。
- (3) 金融庁の監督指針に基づいて策定したB C P（業務継続計画）により、リスク時の業務体制を構築していること。

#### 1 9 出張所機能の開設

市民等の利便性向上を目的とした本庁舎内への出張所機能の開設にあたり、令和8年5月中に、以下に示す事項について具体的な提案を行うこと。

- (1) 出納室のスペースを活用した詳細な出張所のデザイン及び改修に係る内容。
- (2) 令和9年度中の開設に向けたスケジュール。
- (3) 出張所の機能に必要な設備、システム構成、初期費用及び運営費用。
- (4) 必要な人員体制及び機能提供に伴うセキュリティリスク、運営リスクに対する対応策とリスク分担の方針。
- (5) 開設に伴うサービスの提供範囲。

#### 2 0 電子化の提案及びサポート

公金取扱業務に関する新たな電子化の提案、サポートを継続的に行うこと。

#### 2 1 その他

その他、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて協議するものとする。